

日本気象学会 昭和55年総会提出議題

会費値上げのための定款の一部改正について

提案理由

学会の運営は、会費、文部省助成金および投稿料等によって賄われてきている。理事会としては会員増、経費節約などに努め、昭和55年12月までは現行会費どおりで運営できる見込みである。しかし、昭和56年ごろには公共料金、諸物価等の著しい値上がりが見込まれるので、昭和56年分から平均15%の値上げを提案する。

改正案

定款第6条を次のように改訂する。

新条文（改正案）	旧条文（現行）
<p>第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。</p> <p>1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を前納する者。</p> <p style="margin-left: 2em;">A 会員 会費として年額金 4,600 円を納める者、ただし在学中の会員は年額金 2,900 円、外国に在住する会員は年額金 5,000 円とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">B 会員 会費として年額金 8,600 円を納める者、ただし在学中の会員は年額金 5,400 円、外国に在住する会員は年額金 9,200 円とする。</p> <p>2. 外国人会員（変更なし）</p> <p>3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額A会員として1口金 6,000 円を1口以上、B会員として1口金 12,000 円を1口以上納める団体。</p> <p>4. （以下変更なし）</p>	<p>第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。</p> <p>1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を前納する者。</p> <p style="margin-left: 2em;">A 会員 会費として年額金 4,000 円を納める者、ただし在学中の会員は年額金 2,500 円、外国に在住する会員は年額金 5,000 円とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">B 会員 会費として年額金 7,500 円を納める者、ただし在学中の会員は年額金 4,700 円、外国に在住する会員は年額金 9,200 円とする。</p> <p>2. 外国人会員（省略）</p> <p>3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額A会員として1口金 5,400 円を1口以上、B会員として1口金 10,800 円を1口以上納める団体。</p> <p>4. （以下省略）</p>

付則 この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し昭和56年1月1日から実施する。